



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》企業再生 私的整理とその手法

サブプライムを皮切りに世界経済が大きくゆらぎ、外需を基軸とする日本経済も多大な影響を受け、私たちのまわりでも、毎日のように新聞紙面やニュースで企業の会社更生法や民事再生法等に関する報道を受ける機会が多くなっています。

1. 法的整理と私的整理

企業再生といった場合、法的側面からは法的整理と私的整理の二つに分類することができます。法的整理とは、会社更生法や民事再生法といった裁判所の関与のもとに債権者衡平の原則や多数決原理に従い行われる手続をいいます。法的整理は、裁判所の管轄のもとに手続が進められるため、裁判所への予納金や債権者集会等の手続費用が多額になるほか、申立てから計画認可決定まで長期化する傾向にあります。一方、私的整理とは、法的手続によらない対象債権者と債務者の合意に基づく手続です。

私的整理によった場合、複数の債権者がいる場合に、債権者のコンセンサスが得られない可能性があるほか、債権者間の衡平性確保が困難となる可能性があります。そのため、私的整理を公正かつ迅速に行う指針として、平成13年9月に私的整理ガイドラインが公表されています。

最近では、経営再建中のJALが申請したことで注目された第3の手続として、裁判外紛争解決手続（以下、「事業再生ADR」）があります。事業再生ADRとは、中立公正な第三者の関与により、裁判外で、事業再生を目的とした再建計画や債務調整の合意を図っていく手続です。法的整理、私的整理及び事業再生ADRをまとめると以下のようになります。

法的整理	再建型	会社更生 民事再生
	清算型	破産 特別清算
私的整理	再建型	中小企業再生支援協議会 整理回収機構（RCC） 再生ファンドなど
	清算型	内整理
その他整理	再建型	裁判外紛争解決手続 （事業再生ADRなど）

2. 私的整理における金融支援手法

私的整理において、主な金融支援手法として①金利減免・リスケジュール、②債権放棄、③DES及び④DDSなどがあります。

①金利減免・リスケジュール

金利減免は、当初契約した金利水準を引き下げることを行い、リスケジュールとは、当初の約定返済条件を変更し、返済額の減少を行うとともに、返

済期間を延長することをいいます。

債務者企業の返済原資により最初に検討される手法です。

②債権放棄

会社の過大な借入を大幅にカットし、財務健全性を向上させるための手続です。実務上は、次に述べるDESと併せて実行されることが多いです。

③DES（デット・エクイティ・スワップ）

DESとは、債務の株式化のことをいいます。DESには、現物出資型と現金払込型があります。現物出資型は、貸付金などの債権を保有する銀行等が、貸付金の一部を現物出資することにより株式を取得します。現金払込型は、現金で出資し、債務の返済に充当するという方法です。

DESが実行されると、企業によっては債務が減少し、その同額の資本が増加するため財務内容が大きく改善します。それにより、調達資金の返済は不要となりますが、相当の経営権を外部者に渡すことにもなります。

④DDS（デット・デット・スワップ）

DDSとは、債務者が債権者に対して負担する既存の債務を別の条件による債務に変更することをいいます。通常、金融機関の既存の貸付金を他の債権よりも劣後する劣後ローンや劣後債に変更する手段として用いられます。

DESを用いた場合、非上場企業においては株式売却による資金回収が実質的に困難性であることから、劣後ローンに転換することで一定期間の返済猶予等の支援を受けるDDSが用いられるようになりました。

また、平成16年2月の金融検査マニュアルの改訂でも、金融機関が経営再建計画の一環として、DDSを用いているケースで、一定の要件を満たす場合には金融検査において資本とみなすことが明らかになりました。

3. 税務

私的整理に基づき債務免除を受けた債務者は、原則として債務免除益が発生します。他方、債権放棄を行った債権者は、合理的な債権計画に基づく債権放棄等で一定の要件を満たす貸倒損失であれば、寄付金認定を受けることなく、損金算入が認められる場合があります。

DESを行った場合には、現金払込型では課税は発生しませんが、現物出資型では、適格要件を満たさない場合には債務者及び債権者で課税が発生する場合があります。（担当：風間 啓哉）